

平成 29 年 8 月 7 日

特定個人情報保護評価指針等の再検討について

1. 特定個人情報保護評価指針の再検討について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 27 条第 2 項において「委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする」とされている。平成 26 年 4 月 20 日に適用された特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）は平成 29 年 4 月で 3 年が経過したことから、指針の再検討を行う。

2. 主な論点

- 今後の評価の実施に当たり、3 年間の運用を踏まえて再検討を行う事項
 - ・ 評価の実施時期の検討
 - ・ 運用実態にあわせた明確な表現への見直し
- 評価書記載事項の検討
- 評価書の記載における事務の負担軽減を図る事項 等

3. 再検討のスケジュール

平成 29 年 8 月	再検討の開始
平成 30 年 1 月頃	パブリックコメント
平成 30 年 4 月頃	公表
平成 30 年 4 月頃～6 月頃	地方自治体等への周知・広報
平成 30 年 7 月頃	システム改修を伴わない変更事項の適用開始
平成 30 年 4 月～平成 31 年春	システム改修（主に様式変更）
平成 31 年春	システム改修を伴う変更事項の適用開始

※ システム改修の有無にかかわらず、事務の負担軽減が図れる事項については、平成 29 年度中のできるだけ早い時期に周知・広報を行い、適用開始としたい。